

令和7年度 後期高齢者医療制度 保険料率のお知らせ

75歳以上になられた時に（65歳以上で一定の障がいがある方は申請により）加入していただく後期高齢者医療制度について、令和7年度からの保険料率は、下記のとおりです。
 （※県内は均一の保険料率となります）

区分	令和6年度		令和7年度
	賦課のもととなる金額が58万円以下の方	賦課のもととなる金額が58万円超の方	
均等割額	47,500円		47,500円
所得割率	9.00%	9.66%	9.66%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額
 (100円未満切捨て)
 ※賦課限度額80万円※1

=

均等割額
 被保険者一人当たり
47,500円

+

所得割額
 (賦課のもととなる金額)
×9.66%

- 賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額43万円
- 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
- 年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

※1 令和6年度は、令和6年度に75歳になる方以外73万円

令和7年度の保険料軽減について

1 所得が低い方に対する軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合
① 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の世帯	7割
② 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「30.5万円※2×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「56万円※3×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※2 令和6年度は29万5千円
 ※3 令和6年度は54万5千円

- 収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。
- 給与所得者等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。
- 保険料の賦課期日である4月1日（年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は資格取得日）の世帯状況で判定します。
 ※賦課期日後に世帯の変更があっても、軽減には影響しません。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません。**
 ※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。
 ※「1 所得が低い方に対する軽減」の対象となる場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
 ○保険料の納付について 茨城県保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

令和7年度

ゆうゆうカフェ開催のお知らせ

ゆうゆうカフェとは

町在住の認知症の方やそのご家族等が自由に集えるカフェです。
 参加をご希望の方は、地域包括支援センターまでお申し込みください！

どんなことをするの？

- ① ボランティアの人や参加者と楽しくおしゃべり
- ② 認知症や介護について情報交換や相談
- ③ 認知症予防体操やレクリエーション

▶開催日時 5月21日(水)、7月16日(水)、9月17日(水)、11月19日(水)
 令和8年1月21日(水)、3月18日(水)
 午前10時～11時30分

▶場所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」2階 会議室3

▶参加費 無料

▶その他 各日程、前日の正午までに地域包括支援センターへお申し込みください。

【申込・問合せ先】 茨城町地域包括支援センター ☎ 029-292-8577



消費生活センター

「2時間後に電話が使えなくなる?!」 不審な電話にご注意!

総務省や大手通信会社を名乗る不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。「2時間後に電話が使えなくなる」と自動音声ガイダンスが流れ、案内された番号を押すとオペレーターに個人情報を知られるという事案が増えているため、被害に遭わないために日ごろから注意しましょう。

電話を停止することに関して、総務省や大手通信会社が自動音声ガイダンスやSMS（ショートメッセージサービス）を使って連絡することは絶対にありません。

相談事例

自宅の固定電話に「こちらは総務省です。これから2時間後に通信できなくなります。オペレーターと話す方は1番を押してください。」という自動音声の電話がかかってきた。内容を確認してもらうためにオペレーターに住所・氏名・生年月日を伝えてしまったが、本当に総務省からの電話だったのか不安なので確認したい。

⚠️トラブルに遭わないために

- ・ 非通知や知らない番号からの電話は、不審な電話の恐れがあるので、普段から慎重になりましょう。自動音声ガイダンスが流れた場合はすぐに電話を切りましょう。個人情報は絶対に教えないでください。
- ・ 防犯対策機能付きの電話を活用しましょう。通話の録音機能、非通知や未登録番号の着信拒否機能、着信音が鳴る前に「この通話は防犯のために録音されます。」と自動メッセージで警告する機能などの付いた電話機に切り替えることも効果的です。



困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)
 相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時 (土・日・祝日を除く)
 消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし)